

「村落 と 環境」

第6号

2010年7月

村落環境研究会

村落と環境
(第6号)

目 次

第7回シンポジウム「集落と森林管理」(熊本県人吉市)について 1

第6回シンポジウム「地縁団体と生産森林組合」座長：野村泰弘・島根大学

基調報告「地縁団体の法律問題及び近時の法人法制度改定」(江渕武彦・島根大学) 3

第1報告「入会林野の整備と課題」(福村良一・山口県長門市伊上共益会生産森林組合) 10

第2報告「和歌山県田辺市の入会紛争」(小川竹一・愛媛大学) 14

第3報告「北九州市・畠生産森林組合の経営実態」(柳田正夫・畠生産森林組合長) 20

第4報告「協議会による生産森林組合活性化の取り組み」(高尾徳次・大分県日田市) 29

[研究会記事]

村落環境研究会第6期第1回理事会議事録 37

村落環境研究会第6期第1回総會議事録 38

第1号議案 第5期事業報告及び決算報告

第2号議案 第6期事業計画及び予算案

村落環境研究会会則 41

村落環境研究会第7回シンポジウム

「集落と森林管理」の開催について

1 趣 旨

村落は、地域自治組織として近世以来の古い歴史を持つばかりでなく、土地・自然資源の持続的維持管理機能の面でも重要な機能を果たしています。

村落環境研究会は、このような地域環境や農林水産業の生産基盤の保全における村落（地域自治組織）の役割や課題等について討論するために、28年の歴史を持つ西日本入会林野研究会の解散を受けて、2004年（平成16年）9月17日に創立記念シンポジウムを大分県天瀬温泉で開催し、設立されました。

毎年、西日本各地でシンポジウムを開催しており、今年度は、第7回シンポジウム「集落と森林管理」を熊本で開催することにいたしました。

生産森林組合の運営は木材価格の低落の中で法人住民税等の管理経費の捻出が難しく、これを解散して法人住民税の非課税の法人組織に改変する動きが加速しています。地縁団体もその一つの受け皿として多くの事例が見られるようになりましたが、問題点も少なくないように思われます。

今回のシンポジウムでは、地縁団体の法的性格、入会林野に係わる法人組織の変遷、生産森林組合の経営等について実態や問題点を検討いたします。

皆様のご参加をお待ちいたします。

2 日 時 平成22年9月3日（金）12時15分～17時

終了後に懇親会（自由参加）

3 場 所 人吉総合福祉センター

人吉市西間下町41-1 電話（0966）24-9192

4 日 程

11:00～ 村落研究会役員会・総会

12:00～ 昼食（各自）

12:15～ 参加者受付及び入場開始（受付・村落環境研究会等）

12:30～ パネリストと座長の打合せ

13:15～ 開会、会長挨拶

13:30～ 歓迎挨拶（熊本県）

来賓挨拶（林野庁経営課長）

13:45～ 特別講演（林野庁経営課・「入会林野の現状と課題」）

14:00～16:50 シンポジウム（座長・江渕武彦・島根大学）

第1報告「溜池は誰のものか—和歌山県大門池訴訟その後ー」

（西 洋 大門池・新池両溜池水利組合理事長）

第2報告「集落による森林管理の現状と新たな動き」（大地俊介・宮崎大学）

第3報告「熊本県における入会地の現状と課題」（沖崎佑吉・熊本県）

報告後、質疑応答と相談

18:00～ 懇親会（自由参加<事前申し込み>、会場・未定、会費5,000円）

5. 参加申し込み

○申し込み締切 8月20日（金）（必着）

○申込先 熊本県内の方は、現地事務局へお申し込み下さい

村落環境研究会 810-0001 福岡市中央区天神 3-10-25 森連ビル 506

(特) 森林誌研究所内

電話 092-738-9511 FAX 092-738-9411

E-mail info-npofori@utopia.ocn.ne.jp

現地事務局 沖崎佑吉 熊本市水前寺 6-18-1(本館 10階)林業振興課

林業構造改善班 電話 096(333)2446 FAX 096(381)8710

E-mail miyaoka-y@pref.kumamoto.lg.jp

6. その他

(1) シンポジウムへの参加は村落環境研究会の会員に限ります。

(年会費は、個人会員 2,000 円、賛助(団体)会員 5,000 円)。

(2) 熊本県内からの参加者はこの限りではありません。

ただし、資料代 1,000 円をお願いします。

(3) 懇親会費は 5,000 円です。

地縁団体の法律問題及び近時の法人法制度改定

島根大学 江渕武彦

平成3年に、地方自治法の中に、「地縁による団体」の制度が新設された。全国的に存在している町内会・自治会といった住民組織は、集会所等の不動産資産を有していることが多いが、法人格を有しないために、その団体名義で当該資産の登記をすることができないという問題があった。この制度新設は、それを解決して団体名義での登記を可能とするための法改正であった。

近年、この「地縁による団体」が森林の所有形態として注目されるようになってきている。この地縁団体問題については、本研究会の前身である西日本入会林野研究会において、かねてより議論されてきた。ここでは、入会林野や、元入会林野等の財産を「地縁による団体」所有とすることの法制度上の問題点について述べたい。

【1】 認可地縁団体の成立要件

地縁団体に関する規定は、地方自治法の中にある（260条の2以下）。地方自治法は、公法の典型である。それにもかかわらずこの法律の中で、地縁団体を公共団体及び他の行政組織の一部を意味するもの解釈してはならないと規定されている。このことは、地縁団体が私的組織として位置付けられていることを意味する。かような私的組織が公法としての地方自治法の中に規定されていることに、違和感を覚える。ともあれまず、かかる地縁団体の成立要件を述べたい。

- [1] 地域的共同活動のための不動産又は不動産の権利の保有目的
- [2] 市町村長認可（これにより認可地縁団体が成立）
- [3] その他の諸要件
 - (1) 地域的共同活動目的とその実績
 - (2) 区域について
 - ① 客観的に明確であること
 - ② 歴史性（相当の期間にわたって存続している区域の現況があること）
 - (3) 区域内に住所を有する「すべての個人」が構成員となりうこと、及び既に相当数の加入実績があること。

この「すべての個人」概念に関係した解釈上の問題を生ずる。

- ① 高齢者から乳幼児まで、すべての自然人を対象とする趣旨か。
- ② 区域内に事務所を置く会社などの法人は構成員とならないとする趣旨に留まるか。

仮に①の趣旨だとすると、現実の住民集団が実施しているような世帯単位での構成

員の決定（世帯主のみによる総会開催——これは日本の社会文化であろう）は、認可地縁団体不適格要件となる。その回避のためには、高齢者から乳幼児まで全員を構成員として扱い、かつ、高齢者・乳幼児等の総会出席は現実的ではないことから、総会制を避けて総代会制（世帯主を総代員、世帯をその選出区とする）を敷く必要がある。ただ、地方自治法 260 条の 13 は、認可地縁団体に対して、年一回の「構成員の通常総会」開催を義務付けており、かかる総代会がこれに該当するかどうかは問題となりうる。仮に②の趣旨だとすると、世帯主を構成員とするだけで足りるとの解釈が可能になるかもしれない。

（4）規約作成

[4] 強行規定として

（1） 市町村長の認可に自由裁量権はなく、所定の要件が整っておれば市町村長は認可をしなければならない。

（2） 公共団体その他の行政組織の一部を意味するとの解釈禁止

（3） 正当理由のない加入拒絶禁止

[5] 法人税法等におけるみなし公益法人としての扱い

[6] 地方税法上の扱い（道府県民税については 24 条第 5 項、市町村民税については 294 条第 7 項）——地縁団体＝住民税非課税ということではない。収益事業を行なっていなければ非課税ということである。

【2】 我が国における地域住民団体の実態

[1] 地域内における二種類の事業

（i） 共有入会財産管理事業（造林地管理等）

（ii） それ以外の共益事業（市町村行政と住民間の連絡中継、その他の文化・環境等にまつわる共益的事業）

[2] 上記二種類の事業の一括的実施： 地域住民全世帯が入会権者である場合

地域住民全員（全世帯）が入会権者であるという地域がある。これは、入会集団と地域住民団体が完全に一致し、入会集団が多目的（入会財産管理のみならず地域の共益を目的として）に存在している地域といってよい。

入会権は、共有の性質を有する場合（民法 263 条）、その本質は所有権（共同所有権の特殊形態）である。したがって、その入会集団は、共同所有財産を管理する目的の組織であるといえる。ある地域において、全住民（全世帯）がこの入会権者である場合、共同所有財産管理事業とともに、それ以外の事業（市町村行政からの連絡中継やそのほかの地域の共益的事業、以下、これを「共益事業」と称したい）を集団運営の中で一括的に行なっていることが多い。この場合、住民らは、上記（i）（ii）の事業の違いをあまり意識していない。

【3】 入会権者と入会権者でない者が地域で混住

都市化その他の原因により、入会権者と非入会権者が同一地域内で混住し、かつ両者が同一の共益事業目的の団体を構成する場合、入会集団と、この共益事業目的団体（以下、「地域住民団体」と称する）の機能が分離する。すなわち、上記（i）（ii）の質的違いを入会集団幹部が明確に意識し、両機能にもとづいて組織を分離することがある。この場合の入会集団の機能は、（i）すなわち財産管理だけに限定される。

ところが（i）（ii）の区別を入会権者も入会権を有しない新住民も全く認識せず、同一の地域的組織の中で、一括して管理が行われることがある。これは、入会財産からの収益が個人配分されず、地域の共益費用に充てられてきた地域に稀に見られる。入会権者らが、入会権を有しない新住民らもこの共益に与かることを差し支えないものと認識し、地域共同体の精神をもって新旧住民をまとめていきたいと考える地域に、この現象が認められる。この場合、入会権者らに、入会持分権の意識がほとんどないという特徴がある。

【3】 地縁団体という制度の趣旨と入会財産

「地縁による団体」制度新設の趣旨は、冒頭で述べたように、各地に存在する町内会・自治会等の地域住民団体が所有する集会所等の資産を同団体名義で登記する道を開くところにある。そのような資産設置の際の原資の多くは、入会財産からの収益ではなかったかと推測される。このような集会所等の資産は、上記（ii）のための財産であるが、その原資は、（i）からの収益であったことが多いのではないかと思われる。ただ、上記制度新設の際に、その企画者は、この点を認識していないなかっただろうし、そもそも、（i）に関する財産（入会財産）が（ii）の事業を目的とした「地縁による団体」名義で登記されるという事態はおろか、（i）の財産の慣習を第一次法源とする特殊性についてすら認識していないかったであろう。以下では、この（i）の特殊性について述べたい。

【4】 共有の性質を有する入会権（民法263条）の法的効力

【1】 その地方の慣習に従う

入会権に関するある判決は、慣習をもって使用収益の事実（すなわち入会慣行）と認識しており、現在使用収益が見られないから入会権は消滅したと判断しているが、この見解は誤りである。法適用通則法3条や、民法の諸規定の中の慣習は、一定の規範を意味している。民法263条が規定する「その地方の慣習」の典型例は、その地方からの転出を原因とする入会持分権の失効原則である。これは全国共通の慣習であるが、すべての慣習が共通しているわけではない。たとえば、集団が、入会持分権譲渡を完全に禁止している場合がある一方で、仲間内での譲渡を認めている場合もある。すなわち、民法263条において慣習は、入会集団の根本規則であり、国における憲法、会社における定款に相当する自治規範である。

入会権者の資格要件は、入会慣習によって決定する。すなわち、入会集団は、地域内住民の総員を入会権者として認める必要はなく、その資格要件を、集団規範としての慣習で定めることができる、ということである。その結果、入会権者の構成員の概念を世帯単位で（すなわち世帯主を入会集団構成員として）定めること、あるいは、外来者の入会権取得を制限することは差し支えない。あるいは、収益を個人配分する慣習もありうる。

[2] 慣習のほか共有の規定が適用

民法 263 条は、その地方の慣習のほか共有の規定を適用すると規定する。これは、慣習がない場合の補充である。

【5】地縁団体と入会集団

[1] 地縁団体は入会集団たりえない

地縁団体と入会集団を対比してみれば、地縁団体は入会集団たりえないことがわかる。先に述べたとおり、地縁団体は、区域内住民による加入の求めに対して、正当理由なしに拒絶できない。これは、構成員資格要件を慣習によって定めうる入会集団の性格と相いれない。両者を対比すれば、地縁団体は開放的であるが、入会集団には、この意味における開放性はないということである。

[2] 入会権者らによる地縁団体に対する入会財産贈与

ある入会権者から、入会地を地縁団体名義で登記したいとの意向を聞いたことがある。この意向を持っている入会権者は、多いのではないかと推測している。この問題は、次の二つの課題を含んでいる。

- ① 入会地について、その性格を変えることなく、地縁団体の登記名義とすることができるか。
- ② 入会地を地縁団体に贈与することはできるか。

まず、①の課題について、次の設問を検討したい。

〔設問〕 入会林野からの収益の個人配分慣習を有する入会集団において、当該林野につき入会権者を中心とする地縁団体の名義で所有権登記をした。その後、林野からの収益を配分したところ、地縁団体構成員から配当が不当であるとの意見が出た。入会権者らは、当該登記は入会地登記のための便宜的なものであり入会権は入会地所有権登記の影響を受けないと主張し、これに対し地縁団体側は、同団体に対する入会地処分の実態ありと反論した。

以上の対立にもとづいて訴訟となった場合、裁判所の判断については予測できない。入会権は、当該土地の所有権登記の影響を受けないという特質を持つ。かかる理論からすれば、入会地の所有権登記がいかなる形態のものであっても入会権の主張ができることになる。しかし、裁判官のすべてが入会権の法理論に明るいわけではなく、登記が地縁団体名義になっている以上、実体上も当該土地は地縁団体所有物と化したと

の裁判所の（誤った）判断はありうるであろう。

次に、入会地の贈与（②の問題）について検討したい。この贈与が成立するための要件として入会権者全員の同意が必要（入会慣習又は民法 251 条）となる。通常は入会集団の慣習として、財産処分における全員一致原則が定められている。ただ、この点に関する聞取調査の際に、入会権者より入会地処分の実績がないのでわからないとの回答を得たことがある。この場合、財産処分に関する慣習がないということではないかと考えられる。その場合には、民法 263 後半部分における「共有の規定を適用する」という扱いになるであろう。（報告者註：この点について他の法学者から異論が出されているが、これについては後の質疑参照）

民法 251 条は、共有物の変更は他の共有者の同意を必要とするとの規定である。財産の処分は、ここでいう変更に準ずるものと解されている。とすれば、共同所有財産処分にあたっては、それが入会財産であろうが入会財産でない共有財産であろうが、結局は、全員の合意が必要であるとの結論に帰着する。したがって、入会財産を贈与する場合には、全員が正確にその意味（具体的にいえば当該土地が入会地ではなくなるという効果）を理解し、贈与の合意をするという手続きが必要となってくる。

地縁団体は、前述のように、入会集団とは相いれない性格を有するので、地縁団体へ贈与したが、地縁団体と入会集団の構成員は一致するので、贈与後もそれは入会財産であるという主張は難しくなってくるであろう。

【6】 近時の法人法制度改定

〔1〕 法人制度概論

法人は組織形態別に分類すれば社団法人と財団法人に分かれる。その目的は、公益、中間、営利の 3 つである。

公益法人は、社団構成員や、財団設立者に対し収益を配当することが出来ない。それは定款に定められた所定の社会的目的に使用されなければならないのである。これに対し、中間目的を有する法人すなわち中間法人は、配当以外の方法で社団構成員の利益の増進に寄与することが出来る。生産森林組合は、どちらかといえば中間法人的であるが、配当が可能である。ただ、一般の中間法人一般からすると配当は出来ないところに特徴があり、この意味からすると公益法人と中間法人は、非営利（配当できない）という点で目的が共通している。一方で、営利法人としての会社は、当然に株主等の社員に対して収益配当が可能となる。

〔2〕 旧法下の制度

かつて、民法上の公益法人は主務官庁の設立許可が必要で、その際の審査は厳密なものであった。それは、公益法人としての税制上の優遇措置が理由であった。

〔3〕 平成 18 年改正

平成 18 年改正（施行は平成 20 年 12 月 1 日）にもとづく新法人法体系において、「一

「般法人」の概念が定立された。一般法人とは、非営利法人（公益法人又は中間法人）のことであり、正確には「一般社団法人・一般財団法人」という。その設立については、公証人による書面審査だけで設立が可能となった（準則主義）。すなわち、会社設立の場合と同一の手続となったわけである。ただ、公益法人たる一般法人が税制上の優遇措置を受けるためには、設立手続きとは別に、公益認定を受ける必要がある。認定機関は、内閣府の中に設けられた公益認定委員会である。すなわち設立手続と公益認定手続の分離が新法の特徴である。その趣旨は、一般法人設立の手続き簡素化にあった。

一般法人の手続の簡素さと比較して、NPO 法人の設立は簡素ではない。それは、書面審査で設立手続が終了するのではない（認証主義）。ただそれは、旧法下のかつての公益法人設立よりも困難さは解消されているといえよう。

【7】 入会林野又は整備を経由した元入会林野の将来の問題

昭和 41 年入会林野近代化法の頃からすれば、法人制度は一変している。一言でいえば、この頃と比較すれば、様々な法人制度が選択し得るという状況下にある。その状況下において、入会地又は元入会地を地縁団体名義で登記するメリットはどこにあるのかという疑問を生ずる。

多様な法人制度を視野に入れれば、地縁団体にこだわる必要はないのではないか。NPO 法人という選択肢もありうるかもしれない。NPO 法の中に、「まちづくり」という項目がある。これを目的として、NPO 法人を設立するという方法があるかもしれない。あるいは一般法人という方法も可能ではあろう。ただ私は、積極的に法人設立を勧めているではない。

かねてより、入会集団は、入会地の登記名義にこだわり続けてきた。明治期の代表者名義や記名共有名義が残存している、あるいは、転出者の名義が残っているために、入会権者が不安を感じるのは致し方ない。現在の代表者の名義になってはいても、代表者が死亡して相続人による理不尽な主張が生じたらどうするのか、相続登記が強行されたら対応できないのではないか。そのような不安を入会権者が抱くのも無理はなかろう。ただ、入会権の法理論からするなら、入会権は入会地の土地の所有権の影響を受けないのであるから、実はあまり気にする必要はない。そうすると、上記のような不安が主な理由で入会林野整備を経由して生産森林組合を設立したという場合、それは無意味だったのではないかとの議論になりかねないが、ここではそのことの指摘は控えておこう。多くの入会集団が、現在においても、法人化を望む傾向がある。それはなぜか、という議論をした方がよいように思われる。

入会権者の不安、それは、現在の権利者名で登記されていないことの不安である。これが原因で、将来、紛争が生ずるかもしれないと、入会権者は心配する。そこで、地縁による団体名義で登記すればよいのではないか、との発想が生まれる。ただし、それを選択すると、別の紛争が生ずる危険性もあると指摘しなければならない。

質疑

(矢野) 共有入会権（民法 263 条）の法的効力について質問したい。報告者は、「慣習の存在しない場合には共有の規定が適用される」というが、果たしてこのようなことがあり得るか。入会権は、慣習にもとづく権利であるから、慣習の存在しない入会権はありえないのではないか。

(江渕) 私の報告の中の「慣習が存在しない」との表現は、慣習たる規範をまったく持たない集団が存在するということを意味しているのではない。規約を持たない組織はありえない。処分に関して経験がない場合を「慣習がない」としている。その場合には、補充として、民法における共有の規定が適用される。ただし、この場合、共有財産変更に関する規定である民法 251 条により、全員一致の原則が要求される結果に帰着する。これは多くの入会集団が有している「財産処分における全員一致原則」という慣習と同一の扱いである。

(中尾) 慣習が存在しないというのはおかしい。慣習というのはそういうものではない。矢野さんの指摘するように慣習の存在しない入会権は存在しない。処分の事実がないというのと 263 条と 294 条の慣習と違うのではないか。

(江渕) 慣習が存在しない入会権は存在しない。それに間違いはない。しかし、処分の事実がなければ、その集団は、処分決定における意思決定の経験がない。それでも慣習があるという見解は矛盾している。慣習は、集団の規約としての意味を持つ。ある問題処理について、これまでその問題が生じなかつたために規約にその条項が欠落しているということはありうる。

(中尾) それは違う。

第1報告

入会林野の整備と課題

山口県長門市伊上共益会生産森林組合 福村良一

1はじめに

山口県長門市の伊上共益会生産森林組合の福村です。長門市は最近合併となりましたが、元は油谷町といい長門市の北西端に油谷湾という湾がありその湾の麓にあります。

本日は油谷町の旧菱海村の4つの大字にあった入会林野団体について報告を行う。

昭和58年4月1日設立した伊上共益会生産森林組合と河原共同山林会及び河原不要存置山林会、新別名新緑会、久富愛林会の4団体についてです。

私は当研究会の相談会においてこの入会団体に関し発表したが、このことを含めて、私が調査を行い、知り得た範囲において、現状、課題について報告する。

課題について解決できるものがあれば幸いです。また私の法律の解釈や誤解、間違いがあれば教示を願いたい。

2各山林会の概要

(1) 各山林会の規模

伊上生産森林組合構成員263人、208ha

河原共同山林会 構成員120人140株、面積2800ha

同 不要存置山林会 構成員100人、30ha

新別名新緑会 構成員400人、面積100ha 共有林30ha

久富山林会 構成員156人、面積688ha

(2) 伊上共益会生産森林組合

入会林野近代化法により昭和58年4月1日認可を受け、設立から26年を経た生産森林組合です。地域としては公民館運営する公益団体でもある。しかし現在、私は組合員として次のような疑問を持っている。

①出資金と均等割課税

出資金総額は6500万円で1口は1万円である、現物出資額は当時の資産評価額であるが、今は山林、立木とも下落しており組合の収益はない。地方税法によって出資金額に応じて県、市の住民法人税の均等割が賦課されている。仮に出資金を1000万円以下に減額すれば18万円が7万円になります。固定資産税は保安林に指定されており課税されないと聞いておりますが売買の制限のある山です。

生産森林組合の均等割課税はこの研究会でも問題となり、当研究会会報2号に京都大学の半田名誉教授の特別寄稿が登載されているが、文中「森林経営活動のほとんどは公益的機能を高める効果を随伴する点を挙げ知事や市長に減免陳情すべき」と述べている。毎年の減免申請が必要だろうし、また経理が不十分であれば県の指導を受けるべきと思う。法

に触れるかも知れませんが、私の持論は当時の現物出資金額は高めであったと思い、今回は租税負担の公平に反しない限り評価を下げ1000万円以下にするよう組合員の議決を得たいと考えている。また入会林野近代化法による法人設立であり、法の趣旨に添った生産森林組合であり、法人を設立したことによる課税の増加は組合員の期待に反するものであり、出資金の減額指導と県、市の法人税減免指導を県にお願いしたい。

②組合員の資格審査の必要性

最近改選された役員の話によると転出や死亡行方不明など26年間余り整理したことが無いと聞いている。定款には組合員を地区に限定し、所有、経営、労働を課すと規定されており、組合長は早急に整理すべきと思う。

③経理処理

経理は複式簿記によることが求められているが専門員はいない。森林組合法に基づく指導が出来ないか、また県による積極的指導が出来ないかと思う。

④山林造成事業

所有山林に対する森林造成には国の助成や林業公社による事業が行われ60年間の長期計画がある。前山口県西部森林組合長は、入会林野整備によって所有権登記された土地「山林」があるから伊上生産森林組合は何億かの事業が行われたという。事実であり、組合設立の効果はあったと思う。

私は入会林野整備にあたり当時の役員であった。明治40年の272名の登記であったため、町の戸籍の担当であった私は戸籍精通者として死亡相続人の確認書を得ることに協力した2年間の苦労は忘れられない。山口県西部森林組合長の同級生に組合設立について誉められております。山林会が法人になり山が組合有となって登記され、担保され、大事業が出来たのです。税金の支払いが大変で組合設立の目的が忘れられ、組合運営に希望がみられるかと皮肉を言わされることもある。公民館を自力で建設したが運営費に窮する組合の将来を心配するものである。

伊上共益会生産森林組合解散の機運があるとしたら林野庁や県林業の行政は、組合の改組、所有権移転にどう指導されるべきかと思う。

(2) 河原共同山林会と不要存置山林会

河原山林会は、規約に河原共有山林会保護同盟というのがある。明治34年河原村共有とあるのを何某ほか何名と変更するとある。河原村持ちから個人共同持ちに変更し、昭和2年頃河原共同山林会と改め、120人から140株の共有登記がみられる

不要存置山林会は国有林野の不要存置として払い下げられた山とみられ、樹木林と草刈り場を分けての山林会といい同じ大字の同じ世帯主が双方の山の会の権利を持っている。

補足説明を菱刈村の入会林野について伊上の文献資料で説明する。

伊上では明治40年の大字伊上村地所共同持ち契約書が発見された。一定の地域の世帯が権利を持ち売買の制限、転出失権、収益の使途は公益のためという地域慣習規定である。山林の登記簿は表題部に何某ほか何名とあり、別紙に272名の名簿があるのみで、

所有権の欄の甲区、抵当権等の記載される乙区もない。筆数は13筆であった。

典型的な入会林野であると判定される。また登記簿内容は久富でも同じ内容であった。河原では古い規則では入会権の形態があり、それを権利放棄した形跡はなく、伊上と時期と慣行が類似しており共通性がある。100人を超す登記名義である。

私は入会権が存続しているとみている。河原では代表名義人の相続人が争い訴訟を起こし最近敗訴したということあります。一方河原共同山林会では最近、国道買収で共有者が全員の相続登記が困難として他の方法で処理したという事もある。

(3) 新別名新緑会

この会は油谷町史によると、山口県内で最初に入会林野整備されたが生産森林組合は設立されていない。入会林野整備の経過は名称を新別名部落入会林野整備組合と定め、事務所を町役場林務係に置き、記名共有者70名の相続関係者の追跡調査と不在者全員の入会権放棄等の関係書類を整備するとともに整備後の事業計画書を樹立し、知事に申請し昭和43年3月25日認可された。

(4) 久富愛林会

この会は大規模な造林事業を行い美林育成中である。自力や多額の環境税の見返り事業で運営は健全であるが、近年組合員が20人近く減少した。登記簿上河原共同山林会と同じ形態で幹部は入会権存続を主張している。

3 入会権のある団体と委任終了登記

旧菱刈村は久富村、新別名村、河原村、伊上村の合併したものであり、村持ち山が個人共同持ちに訂正され入会権のある山として管理してきた。

各地区それぞれの契約や慣行があり契約書を紛失しておれば探索するか慣行を認めて貰うよう訴訟裁判に委ねることになるかも知れない。

江渕先生は入会権を撿という言葉で論説されており、撊は慣行の契約である入会権を認定する資料です。

私は入会団体が委任の終了登記が認められるならば入会権の存在を登記簿上確認されます。これにより近代的活動が出来ると結論である。

例えば、100人の共有地を代表者3、4人で登記している団体の登記簿がある。その共有者代表が死亡し代表者が交代する場合の登記が委任の終了登記である。死亡者の相続人からの相続登記申請は受理しない扱いというのが江渕先生の論説である。

私はこのような団体は委任の終了登記で所有権を移転する方がよいと思う。

伊上共益会は森林組合法による役員の改選の登記があり権利の継続は守られている。久富には慣行が生きている。河原は120人の相続登記より撊を尊重して委任の終了登記に切り替えるべきと思う。委任の終了登記がありながら、依然として相続関係書類を整備して申請を煩雑にしているのではないかと思う。均分相続で処理するのは委任の終了登記の意味がない。入会林野近代化法により入会権を放棄した団体や入会権が残る小規模の団体

には委任の終了による登記で権利を守るという事はどうだろうか。

4 法改正等による解決

私の意見は暴論や実現不可能な事もある。私はかつて戸籍事務担当者であった。民法267条第2項は、離婚後でも婚姻中の氏を称することができることを女性（国民）の要望により改正できた。入会権はどうかと思う。

民事局通達、法律改正、判例先例、行政実例で実行されること。

伊上の入会林野近代化法は確認書80%回収してやっと知事の認可を受けた。これは大変なことでした。ここにおられる中尾先生には県の担当者を説得していただいた結果です。

今後森林活動をどうするかということと、地域全体の保育活動をする団体であるが、先ほど言ったように公民館も経営しております。このような生産森林組合が経営難の時税金がかかるこれは見当違いでないか。4つの地区の山の団体も同様です。是非活性化するよう各方面の力添えをお願いしたい。

- ・入会林野近代化法により設立した法人の地方税減免
- ・入会権の登記
- ・入会権を持つ入会林野団体を地縁団体として認める。
- ・法務局の登記官に入会林野団体の委任の終了登記を認めて貰う。

また法律改正に当たらないが入会権に登記制度がない今登記簿上入会団体の認定がされない。私が言いたいことは委任の終了登記が登記簿に記録され、それが入会団体であることを認められることです。

5 おわりに

この研究会までに入会団体、地縁団体、生産森林組合、委任の終了登記などについて話を聞いてきた。私は入会権や入会林野近代化法により処理された団体の問題点をどのように解決されるかが課題といえる。

登記簿の共有山林にも慣習や慣習があり、入会権がある山が多く見られる。山林の所有形態が地縁団体への移行で短絡的に処理されてよいか、このような集団は委任の登記がよいと思うようになった。法務局の登記実務に入会林の入会林の確認資料通達を求める、地方の登記官が躊躇なく職権行使することを期待する。

第2報告

和歌山県田辺市の入会紛争

愛媛大学 小川竹一

本日報告するのは入会集団が地縁団体名で原告となり訴訟提起した事例である。原審では、入会権が消滅したとして、原告入会集団が敗訴し、現在高等裁判所で審理中である。

現在、土地は被告市の市有地になっているが、入会集団として市有地上にある地役的入会権の確認を求めて訴訟を提起した事案である。入会集団は、本件土地で、植林を行うほか、松茸の採取を行い、毎年2回維持管理のために、山道の維持管理作業を行ってきてている。

1 訴訟の概要

(1) 紛争当事者と原告の特色

原告は熊野本宮に近い山村のK自治会（地縁団体）である。明治22年の土地台帳で村中所有と記載された部落有山林を有していた。大正15年の部落有林野統一事業に伴い、本件土地を含む山林の大部分がM村に贈与された。この時に、部落有地の4つにわけ、それぞれ入会権内容を定めた協定を結んだ。この協定により本件土地は、従前から、入会権を持つ住民の造林地であって、これまでには、伐採時には立木代価の2割を部落に納付していたものを変更して村に納付することなどが決められた。その後町村合併によりH町、T市に所有権が継承された。近年送電線の線下補償をめぐる交渉で、本件土地上の地役入会権の存在をH町が否定したため、原告がH町（承継者T市）に対し、入会権確認を求めて提訴した。

この自治会（入会集団）がなぜ地縁団体の認可を得たかというと市町村合併との関係がある。合併で消滅した町内にあった財産区に本件入会地とは別に、地役入会権を持っていたが、町村合併に際して、もともとの所有者であった集落に戻そうということになったが、代表者名義では死亡した場合更新するのに大変だということで、地方自治法上の地縁団体を利用して地縁団体名義で登記するため認可を得た。そのため今回の訴訟提起も地縁団体名義となった。

主な争点となっているのは、村に所有権が移転したために、地役入会地となった本件土地に上に入会権者住民が造林を行うときに、協定中に、村と植林者（住民）との間で、「地上権」を設定するという条項があり、それが形式的に、今日まで行われてきていたという事情があった。

植林を行うことが出来るのは入会集団構成員である。入会集団構成員が抽選によって入会地を割り与えられる。そして割与えられた入会地に植林をする。そして伐採期が終わると販売した立木代金の2割を町に納めるという慣行があった。植林者と町（市）との間で地上権設定をするという形をとる。市側は、地上権を設定したために、集落（自治会）は入会地管理を行っていないから入会権が消滅しという主張をおこなっていることが一つの

争点となっている。

○市の主張

植林と伐採金の2割納付を行っていることは、集落の入会権による権利関係ではなく地上権に基づく権利関係にすぎない。地上権を設定したことによって、植林は、町（市）と植林者との個人的な関係となり、集落の入会権の行使ではなくなつた、

これを整理すると地盤所有権は市にある。その土地に地役入会権があつてそこに植林を行うという地域が協定によって設定されている。植林を行うことの出来る者は入会団体が決定する。決定された後、その者が市と地上権設定契約をする。市は地上権が設定の管理を行つていて、入会団体の管理機能というのは、補助的なものになり、入会権は無くなつたと主張している。

もう一つ争点は、造林をして伐採に至るまで20年30年あるいは40年を要するが、その間に造林をした者は、この立木を譲渡することが出来る。譲渡する相手は入会団体構成員だけでなく入会団体と関係のない地域外の者にも立木の伐採権を売ることが出来る。例えば造林をして10年を経っている。生育していない。生育の途中であつてもこの立木を入会団体の部外者に売ることが出来る。その時に市との間に地上権の移転契約を結ぶことができる。これも地上権に基づいて市が管理しているので集落は関係なく、集落の入会団体の管理機能は失われていると主張した。以上のように地上権による関係が入会権を消滅させたという捉え方であった。

本報告は、この市の主張が誤っていることを明らかにする前に、本件入会地の歴史的な経緯を説明する。

（2）本件土地の所有権の変遷

1. 大正15年の部落有林野統一まではK地区（部落）所有地

大正15年の部落有林野統一におけるM村とK地区（部落）との協定の内容

地区有地を①社寺有地（寺山）②特売地（当時の集落世帯83戸に売却し83名の共有地とする株山）③植林地（村有地、二分口山林）④永代使用地（村有地、区山）に区分して所有権を確定する。

③においては、造林を従来通り認め、区（部落）の慣習によるほか、村が地上権を設定し、伐採木価額の2割の「分収金」を收受する。④においては、公租公課相当額を区が負担するが、使用収益は従前どおり集落が自由に行う。

本件③植林地の統一以後の所有権の変遷

2. 昭和32年、M村の合併に際し、M財産区へ所有権承継

- ・昭和36年M財産区からH町に贈与
- ・平成14年T市へ承継

2 判決の内容

裁判所は市の主張を鵜呑みにするような判断を示してして次のように判決した。

「・・・本件山林は、本協定書（大正15年部落有林野統一協定書）によりM村に所有権が移転された大正15年以降、被告が本件管理規定と本件条例に基づきその全体を管理し、地上権の得喪、変更を把握した上で、地上権を設定している部分については植栽者から二分口料を徴収し、地上権を設定しない部分については立木を売却処分しているのに対し、原告は、一部に地上権を有し、また、優先的に地上権の設定を受けられる地区住民の集団として、地上権の設定を受ける候補者の選定を、被告による前期管理の一環として、ここに組み込まれる形で行っているにとどまるとみるのが相当である。この点山林の管理、利用に関して、自然産物の採取や管理保全行為等をみても、周辺の山林と区別して、また、地上権と別に本件山林における入会慣行の存在を明確に認定するに足りる的確な証拠が見当たらないことは既に判示したとおりであり、前期判断を左右するような事情は認められない。（改行）とすれば、大正15年から現在までの間において本件山林について入会慣行としての入会団体の統制はなく入会権は存在しないか、かつては存在していたとしても消滅しているべきであって、本件山林に入会権が存続し、原告がこれを引き継いだと認めるることはできない・・・」

3 判決の問題点

判決は入会団体の機能が失われていると言っているが、実態をみれば誤った判断である。一番大事なことは、入会団体の構成員だけが植林することができる。誰に植林させるかは入会団体が決定する。そしてどの土地に植林させるかは入会団体が割り当てる。これは入会権の行使形態の分割的利用という形に他ならない。従って植林者は市から土地利用権限を得て植林をしているわけではなくて、自ら入会権の持分権者として植林しているわけで地上権を設定する必要は全くない。協定や条例に言う「地上権」を文字通りに理解して民法上の地上権と理解することは間違いである。当事者が土地利用関係について様々な用語を使い表現することがあるが、それを法律解釈するときは、それを鵜呑みにしてはいけないと思う。当事者がどのような意志、目的を持って用語を使ったか解釈しなければならない。そうすると、この「地上権」文言が統一時に入ってきたのは、村に対して集落と住民の権利を尊重させる趣旨であったし、現実の機能では、伐採後に売却代金の2割を市が確保するだけの意義の契約の趣旨であると考えるほかはない。入会権については実態を踏まえた解釈をしなければいけないということが肝心である。

ただ、問題は植林後に、生育途中の立木を部外者に売買できる。この場合、成育中の立木について地盤との関係で土地を使用する権限がなければならぬために、実質は立木売買なのであるが、「地上権」移転という形をとる。それでは、集落外（非入会権者）が地盤に対して地上権を持たなければならないのではないか。この場合には、部落外者が「地上権」を取得することに意味があるということが言えるか。そうではなくて、本件地役権入会権は、第三者に対しても入会地を使用収益させる権利を設定できるのであるから、この関係は次のように捉えるべきである。植林者は、部落（入会権者）に「分け地利用権」を

返還し、部落は、第三者に「分け地利用権」を設定する。これに基づき、市との関係では、「地上権」を市と締結するという形式をとる。

このように本来的には入会紛争においては法律用語のうわべの理解に判断が惑わされないように、入会権の本質したがった理解をすることが必要である。今回の場合には入会権と地上権との関係について実態に立ち入った解釈が必要である。ところが本件の平成20年3月19日地裁支部判決では、判決の其処や彼処に表面的な解釈しかできていない事例である。

もう一つ原告が主張しているのは、造林をしていない土地について松茸が自生しておりよく採れる。部落の人たちは住民（入会集団構成員）であれば誰でも自由に採れるという利用形態を定めて松茸採取を行っている。住民以外の者は松茸を採取できないということを決めている。それに対して市の主張を認めた裁判所は、市が松茸採取を制限していないだけであって恩恵的に松茸採取が認められているに過ぎないので、松茸採取は本来的には、地盤所有者である市の権利であるとする。ところがこれもおかしな論理であって、本件入会地もというのは、元々部落有地であった。それを大正15年以来無償で町村に贈与させたわけであった。その時に利用関係のあり方について入会地というのは部落民にとっては生活に不可欠なものであり、なるべく従来通りの利用ができるように協定を定めた。その時の協定の定めは、地盤所有者が変わったから入会権者の行為が制限される。それは立木代金の2割を納めなくてはならないという制限が加わった。ところが協定の中にはそれ以外の制限事項はない。つまり、自然産物について従来の入会団体たる部落の人たちが採ることができないということが定まっていない。従前の土地所有者たる部落の人たちの従前の利用形態が存続するのは当然である。

この件以外にも、市も裁判所も本末転倒な解釈をしている。

部落の人口について平成8年の世帯数は51世帯である。平成18年には54世帯になっている。3世帯増加しているが、この3世帯は部落と縁故のない世帯である。これまでこの部落は入会集団構成員と住民が一致していたのが、平成8年以降、移住者が入って対応関係がずれてきている。ただこの部落は移住者にとってフレンドリーであって10年経ったら部落の人たちと同じように入会権者の資格が与えられる。江渕報告にあるように、地縁団体として登記したことにより自治会は希望者全員加入制となることと、入会集団構成員資格は本来的に限定的なものであることからすれば、矛盾する側面があるが、本部落では実質的には問題は生じないであろう。

本件事例の入会は全く入会らしい入会である。つまり、入会集団による、植林地の管理は、入会権の利用形態分類でいうと「分け地」すなわち「個別分割的利用」にあたり、松茸採取は、「古典的利用形態」にあたる。そしてなによりも、部落の決定によって、山道の維持管理作業（「道普請」）が行われている。このように、入会権者は山に入って採取を行っているし、入会団体の管理統制に従って造林活動も行っている。何よりも自由なのは道普請と称して入会山林の管理保全に非常に熱心である。中尾博士が強調するように入会権

というのは土地を使用収益するだけでなく、その土地の全体的な管理を含めた土地の包括的管理権であるということに合致している

この入会団体では60歳以上の人人が63名居るにもかかわらず、急峻な山に入って石を退かしたり、倒れかかった木を退かしたり、草を切ったり、マムシを殺したり様々な維持管理活動を熱心にしている。これは道普請と称して、部落の決定によって年2回行われている。この道普請に参加できない人には過怠金が課せられる。これは非常に典型的な入会団体としての入会地の維持管理である。以上のようにどこから見ても入会権行使であるが、なのですが、おそらく若いであろう裁判官にかかると、これらの事実を入会権行使であると見ることができなく、この部落には入会権が消滅しているという判断になってしまうのが不思議である。なぜかというと、まず文献資料がないという。明治22年土地台帳にK村中と記載されているにもかかわらず、裁判官は入会権があったと書かれた古文書が存在しないと入会権の存在を認めることができない。村中というのは村の支配進退のもとにある土地であるから、当然に山村住民の入会的利用が行われていたのが当然である、それが生活生存の基盤になっていたということが理解できないのである。さきほどの松茸が採れると言ったが、松茸は特にこの係争地である山だけから採れる証拠がないと、確かに松茸が採っているがここから採っているという証拠がないと、係争地で採っていると認められないという。松茸は基本的には、そこらに自生しているということが理解できない。道普請についても高齢な人たちが、こんな高い山に入って普請ができるわけなく、道普請していることが信用できないという。部落ぐるみでやるというのは、分担し補いあって行うものだということが理解できない。険しいところは40代がするとか分担するなど労働配置を考えて道普請をしている。ところが裁判官は全員がゾロゾロ高いところに行って道普請をしていなければやっている証拠にならないという。

このように判決の論理をたどっていくと、驚くべき判決と言わざるを得ない。裁判官は、事実に即し見て事実を評価する力がないのではないか。この判決をみると、入会権の意味の再確認、それから入会権の歴史的背景、何よりも山村生活において入会山がとれだけ意味を持っていたかという根本的なことから再確認しなければならないということを痛感させられる。裁判官が入会権はなにかという根本的意味を理解できない事態になっていることを表しているのである。この訴訟は、住民側が控訴中であるが、原審の判決をただすことが是非とも必要である。

質疑

(中尾) 市側は分収造林と言っているが、本件植林地は分収造林ではない。分収造林法は何時できたのか昭和32年からではないか。それに基づいて行う分収造林とは入会権者が造林する能力のない場合、造林をやらない場合に第三者が造林するのが分収造林だと思うが、ここは入会権者が入会地に造林するのがなぜ分収造林か。入会権者でないから分収造林をするのであれば、元々村有になる前から造林していた。これは割地利用ではないか。

割地利用だったのがなぜ突然分収造林になるのか、これはインチキ、言葉のマジックである。実は地上権ではなく割地利用だということをはっきりさせなければならぬ。この判決には言葉のマジックが入っている。

(牧) 判決の問題点として、地役的入会権の理解という法律用語を使っているがこの地役的入会権という用語は妥当ではない。地盤所有が他の人の場合に、地役入会権というと、入会権が消滅したら地役権になるかといったら私はほとんどならないと思う。そして地役的入会権という用語は正しくないのでないか。明確に共有の性質を有しない入会権の理解とした方が誤解がない。民法264条にはこれを適用するとはなっていない。準用するとなっているから地役権の性質を有していないとするのが正解ではないか。

第3報告

北九州市・畠生産森林組合の経営実態

畠生産森林組合 理事組合長 柳田正夫

1はじめに

組合の運営には各地とも苦労されている話をよく聞く。特に私の北九州市でも5つの生産森林組合があるがほとんど休眠状態である。畠生産森林組合だけがなんとか活動活性化に向けて組合員一丸となって活動しているのが実態である。

本日は、木材価格の低迷や組合員の老齢化など生産森林組合を取り巻く厳しい環境の中、組合運営に苦慮しつつ維持・活性化を図る現状を報告することで、組合の抱える課題を鮮明にすると共に皆様方から色々なことを学び将来の展望を探りたい。

2 生産森林組合の設立までの沿革

畠生産森林組合（北九州門司区大字畠）は門司区の東側（裏門司）に位置している。

経営する森林は江戸時代のむら持ち林場であり、明治初年の官民有事業で公有地となつた。明治22年の町村制施行に伴い隣接の各むらと合併して松ヶ江村となつたが、畠むら持ち林場は大字畠区にそのまま引きつがれた。

大正4年から始まつた部落有林野整理統一事業では、各大字が相応の林野を提供して松ヶ江村有林ができたが、残りは大字（区）共有となり、名目上畠財産区有林野となつた。実質的な運営権は畠区にあつたが、公有的性格から松ヶ江村当局の干渉を受けることになり、昭和17年の門司市への合併、37年の北九州市誕生に際してもこの性格が受け継がれ、複雑な所有権のまま部落共有財産として運営されてきた。

ところが、都市人口の拡大は交通網の発達とともに周辺農村部にも及び、畠区においても流入人口の増加が見られるようになった。さらに、門司市の裏門司開発計画の進展にともなつて畠区の人口の飛躍的な増加が予想され、所有関係の複雑化が懸念されるようになった。

一方、森林は、戦中・戦後の乱伐に引き続いて、マツクイムシによる被害のため大部分の立木を失い、林場も農業生産構造の変化に伴い原野のまま放置されてきた。

この間、県及び市当局の積極的な造林奨励もあって、昭和25年頃から隣組単位及び畠区としてもスギ・ヒノキを植林したが、継続的な造林を行うまでに至らなかつた。

その原因是、造林投資の長期性に対する不安や人手不足にもよるが、もっとも大きな要因は入会的権利関係の不明確さであった。

この頃から有識者の間では、個人分割あるいは組合による合理的な財産管理の必要性が十数年にわたり議論されてきた。昭和39年に組合設立の機運が熟し、12月15日に有志の会合、12月23日に設立発起人会、40年1月15日に畠生産森林組合設立準備会と順調に進み、組合の輪郭がほぼできあがつた。

区有林から払い下げを受けたのは、39筆、台帳面積7町7反9畝13歩（総面積167.71ha）の山林その他であり、40年1月31日に設立総会開催、3月15日付け福岡県知事の認可により畑生産森林組合が設立された。こうして法人組織のもとに合理的経営を目指して積極的に取り組むことになった。

3 経営森林と組合員の現状

（1）経営森林

門司区の大字畠というところは、大型フェリー各社の発着場が集中すると共に高速道路も目の前を通っているなど都市型の森林といえる。経営する林野は、北九州市門司区大字畠地内の全般にわたり、総面積は165.8ha（平成21年4月現在）である。大小10団地に分かれ、その大部分は門司区の重要な水源地帯を占めるとともに、周防灘に面する森林は暴風保安林として後背農耕地の保護に大切な役割を果たしている。

表-1は所有森林の管理形態で、直営林が53%、北九州市との分収林が47%である。直営林は人工林64%、自然林23%、その他13%である。自然林は山頂部にあり、植林可能地はあるものの奥地林であること、木材価格等の面で植えるまでに至っていない。その他の13%は、昭和40年当時畠区から払い下げを受けた中に池が7つあった。かなり大きな農業用水池もあったがこれも畠生産森林組合所有になった。

また、昭和53年には北九州市と分収造林契約を締結した。分収割合は6:4で契約期間は60年である。植林は50haの計画に対し78haが実行され、直営林面積を上回ったため、平成7年までに植栽は終え、以降は保育事業のみ実施されている。

表-1 所有森林の管理形態

ha

	人工林	自然林	その他	合 計
直 営 林	56.3	20.0	11.0	87.3
分 収 契 約	78.5	—	—	78.5
合 計	134.8	20.0	11.0	165.8

表-2は人工林の林齢・樹種別構成であるが、7令級以下の比較的若い森林が7割であり、その大部分が3~5令級を占めている。組合設立後3~4年間は組合員の出役によって植林が行われたが、その後の植林が少ないのは、当時の組合員160名から各2万円の出資金を集め、その出資金から払い下げ代金として290万円を支出し、残金の約30万円が運営資金であったため資金不足に陥った。また、植林や手入れの出役に日当を払うなど計画的な資金運営がされていなかったことが要因である。本格的な植林は昭和53年に開始されたが平成18年以降は植林を行っておらず、「植えるから育てる」に軸足を移している。現在は、林齢が30年に達していない木が多く切り捨て間伐を行っており、収入間伐ができるか北九州市森林組合等に相談しているが実施できないのが実態である。

表-2 人工林の林齢構成（直営林）

ha、%

	1～ 5	6～ 10	11～ 15	16～ 20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46年 ～	面 積
スギ	—	0.25	0.10	—	—	—	1.43	—	—	3.69	5.47
ヒノキ	1.42	0.77	3.80	8.92	11.60	0.20	—	1.20	3.56	7.69	39.16
クロマツ	—	0.39	—	—	1.05	—	—	—	—	1.00	2.44
クヌギ	—	0.81	6.79	—	—	—	—	—	—	—	7.60
ケヤキ	—	0.58	—	—	—	—	—	—	—	—	0.58
ヤマザクラ	0.94	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.94
イチョウ		0.07	—	—	—	—	—	—	—	—	0.07
合 計	2.36	2.87	10.69	8.92	12.65	0.20	1.43	1.20	3.56	12.38	56.26
構成比	4	5	19	16	22	1	3	2	6	22	100

(2) 組合員の老齢化

組合員の老齢化は生産森林組合に限らずどこの組織でも抱えている大きな問題だと思う。現在の組合員数は表-3のとおり91名である。昭和40年組合設立当時は160名であったから69名も脱退したことになる。脱退の理由は、畠地区から転出、老齢になって後継者がいない、後継者がいても山に興味がないと様々で脱退が相次ぎ今日に至っている。

組合員の年齢構成は、平均年齢66.5歳と高齢化が著しい。男性組合員がほぼ9割を占めているが、女性も11名(12%)を数えている。年代別では70歳以上が40%(80歳代と90歳代で10%)、60歳代が33%と60歳以上が73%を占めている。

一方、50歳代は23%であるものの、若手の30歳代は1人、40歳代は3人に過ぎない。女性も11名で40歳代と50歳代に1人ずつと60歳以上が9名となっている。

この60歳以上の9名には後継者がいない。それでもまだ組合には残りたい気持ちを持っているがいずれ脱退することになる。

組合員の老齢化は、組合脱退(減少対策)、組合員の継承(世帯交代)、役員選出の困難化などの問題をはらんでおり、組合運営の活性化への対策は練っており、若い人よりむしろ高齢者の方が「だんだん活性化され良いことだ、将来が見込めるな」言ってくれる。しかし、肝心の若い人が興味を持たず生産森林組合に目を向けてくれない実態がある。

表-3 組合員の年齢構成(平成21年4月1日現在)

人、%

	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	合計
男性	1	2	20	27	23	6	1	80
女性	—	1	1	3	4	2	—	11
合計	1	3	21	30	27	8	1	91
構成比	1	3	23	33	30	9	1	100

4 組合運営の実態

(1) 事業の実施

組合の活性化には組合員の意志を統合し組織をまとめ、生産森林組合の基本である出資、労働、経営を実行するため表一4のとおり事業を実施している。

色々組合員からの苦情もあるが、年1回の全組合員による保育作業（下刈り、間伐、枝落し等）や全組合員を集めるまでもない場合は役員による作業、組合員有志による労務班作業（詳しくは後述）、北九州市森林組合への委託として下刈り、枝打ち作業を実施するほか台風被害跡地に対する県の保安林改良事業も実施している。

表一4 事業実績（直営林）

ha

施業の種類	実施方法	H 1 8	H 1 9	H 2 0	合 計	備 考
下刈り	組合員作業	2.44	2.44	2.44	7.32	表-5
	役員作業	—	0.08	0.08	0.16	
	委 託	3.16	3.07	2.98	9.21	
	保安改良事業	2.20	2.20	—	4.40	
	合 計	7.80	7.79	5.50	21.09	
間伐（切捨て）	労務班作業	2.50	1.68	1.13	5.31	表-7
枝落し	労務班作業	2.50	1.68	1.13	5.31	表-7
	委 託	9.51	—	—	9.51	
	合 計	12.01	1.68	1.13	14.82	

(2) 組合員の作業従事状況

年1回の全組合員作業の従事組合員数は表-5のとおりである。全員参加を目指しているが、出席率は8割前後で推移しており、欠席者からは出不足金として一律7千円を徴している。年1回の作業に従事するのにも苦痛を感じているのが分かるが出不足金がなければ参加者は極端に減少する。

一方、出席して「山のことが判った、みんなと交流ができるよかったです」という人も多い。

出席率は約80%で推移している。女性や参加や年寄りの人の中には皆さんに迷惑をかけるので出ないという人も多いが、私たちが理事になってとにかく出てきなさい、作業はどうでも良いみんなに元気な姿を見せることが大事だという啓発をしてきた。その結果、作業に出られないという理由で脱退してきた人もつなぎ止めることができている。

作業の従事に対し、何か組合員に恩恵を与える事が出来ないか、現在、理事会で検討を進めている。毎年他の生産森林組合を訪ね色々な勉強をしてきた。私たち理事は若く法律や規則に縛られて駄目、駄目が優先させてきた。もう少し法や規則を柔軟に解釈して他の研修地で聞いたようなことを是非畑でも取り入れたいと思い本年度から参加者には1000円以内の土産と、草刈り機持参者には替刃を別途お礼として支給して参加を促している。

表－5 従事組合員数（1日／年：11月の第2日曜日）人、%

	H18	H19	H20	平均
出席数	82	73	72	76
(出席率)	82	77	79	79
欠席数	18	22	19	20
(欠席率)	18	23	21	21
合計	100	95	91	96

（3）労務班の結成

組合員の高齢化や女性参加者の増加と共に危険を伴う作業などが多くなったため、平成10年に組合員有志（同居家族を含む男性のみ）による専門知識をもった労務班を結成した。枝打ちや間伐をはじめ所有地の維持管理までを労務班で行うようにした。結成当時は35名が登録していたが、現在は表－6のとおりとなっている。

表－6 労務班の年齢構成（平成21年4月1日現在） 人、%

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
人 数	1	—	—	5	10	7	23
構成比	4	—	—	22	44	30	100

労務班の作業は年5、6回程度従事し、現在、役員12名のうち7名が労務班員であり、若手の者は将来の役員となるよう育成につなげている。労務班の作業従事実績は表－7のとおりである。

表－7 労務班の作業従事実績 回、人

	H18	H19	H20	平均
作業回数	5	8	6	6
延べ従事者数	104	157	132	131
平均従事者数	21	20	22	22

（4）事業損益

所有森林は若齢林が多く利用間伐や立木・素材生産を行っていないため、森林からの収益はほとんどない。しかし、幸いなことに採石補償料や敷地料等6百数十万円の事業外収益がありこれを元に事業を行っている。

表-8 事業損益

千円

年度等 区 分	H 1 8			H 1 9			H 2 0		
	事業総損益			事業総損益			事業総損益		
	収益	費用	損益	収益	費用	損益	収益	費用	損益
事業収益	1,189	1,832	△643	502	2,455	△1,953	667	2,110	△1,443
事業管理費		4,833			4,522			4,592	
事業外損益	6,764	—		6,572	—		6,921	—	
経常利益			1,288			97			886
特別損益	—	—		—	—		—	—	
税引前当期純利益			1,288			97			886
法人税及び住民税		83			151			83	
当期剰余金			1,205			△54			803

次期繰越剰余金 89,995 千円 (H 20 年度)

5 課題と展望

(1) 課題

組合設立 45 年を迎える今日、次世代につながる取り組みを模索するが、結果が出てこない、そして結論が見えず以下のような問題に直面している。

①組合員の老齢化と継承問題（世代交代）

若返りのため機会ある毎に高齢の組合員には若手に譲るよう説得している。しかし、「まだ息子にやるのは早い。息子がなかなかOKしない」という理由で後継者に継承していない。お爺ちゃんお婆さんからからすればまだ自分は若い、自分が組合員の方が良いと思っている人が多く世代交代が進んでいない。

②組合員の減少（組合脱退の増加）

40～50代の後継者はいるのに山は嫌だ、きつい仕事はやりたくない、いくら金を貰っても嫌だということで継承を拒否し脱退するという事態もある。我々の活性化対策が浸透していないということでもある。若い世代をいかに畑生産森林組合に目を向けさせるか、関心を持たせるかを理事会で対策を練っていきたい。

③役員選出の困難化

現在地区ごとの推薦では限界。役員選考規程に則り選任を行う。

④事業収入なし

事業収入がない現在、北九州市との分取契約地は 30 年を越え立派な木ができている。

一方、生産森林組合の山は、生育の順調でない所がある、境界が判らない等の問題もあるが、北九州市の農林担当者に分取林の事業方針を問い合わせ共同出荷。作業道の延長などを持ちかけるなど事業収入を得るための対策をとりたい。

⑤森林経営への組合員の関心の低下

私が平成6年に三役に就任した時、総会は委任状で総会が成立するのが普通であった。これでは組合員が組合経営に関心を持つはずがないとして平成7年から無断欠席者へ理由書の提出を求め99%集めるなどの荒っぽい手法も行った。その時集まつた理由書の8割が「現在の役員さんたちは立派で安心して任せていた」というものであった。しかし、これではいけないとしてその後も委任状の検証と出席を呼びかけてきた。今は出席者だけで総会が成立し、無断欠席者は1~2名までに減った。その結果出席者が多くなり、出される意見も多くなって、組合に対する関心も高まり成果が上がったといえる。

(2) 展望（活性化対策）

畑生産森林組合の理事会は、組合員の世代交代に伴い平成6年に大幅な若返りを行った。そしてこれを機会に継承すべきところは継承するとともに、新たな発想による経営方針と活性化対策を策定し、組合員への普及・啓発を行ってきた。理事会としては、出来るだけ多くの組合員に森林事業に関心を持って貰うことを最重要方針として運営してきた。

今年から組合長に就任したが、今までと違った方針を出そうとして、法的にも運用を踏み込んで過去にとらわれない注目される事項はないか理事会で検討している。

今後とも、役員一丸となり積極的に組合運営の活性化を図り、課題の克服に努めることが重要であり、適切な森林管理を行いつつ持続可能な森林経営を目指すものである。

具体策

①理事会の活性化

厳しい現状の中、来るべき時に備え、積極的に組合運営の活性化に取り組むこととし、「理事会の活性化なくして組合・組合員の活性化は図れない」を第一義に取り組んでいる。

・所有林の現況把握

理事になっても関心がなければ図面も見ないし、理事になって初めて所有地に行って面積を見て山がどうなっているのかを知るという人もいる。山がどうなっているのか、境界はどこか、隣の山は誰のものか等、現地視察を含めて全体をきちんと把握する。

・森林組合法等の研修

全理事に森林組合法を印刷して配布し、時々重要な事について勉強会を行う。

・事業方針の政策会議の実施

たまには県の担当者を呼んで研修をしたり、1日かけて理事の政策会議をしたり反省と次の事業方針を話し合う。

・研修会及び先進地視察研修

役員の研修を年1回実施する。研修先では私たちが今まで違法で出来ないと思っていたことがどんどん実行されておりビックリすることがある。そういうことも組合員に関心を持ってもらい活性化になることは私たちの組合にも取り入れていきたい。

②組合員への啓発活動

組合員の組合運営への無関心を放置せず、様々な啓発活動を通じ、「定款に基づく権利

と義務」を組合員に理解してもらうよう努めている。

- ・組合員だよりの発行

私たちが理事になってから総会に来ない、組合のことは総会に来た人には判るが他の人は全く知らない。組合で新聞を作つて皆さんに配ることにしている。これは年に4回ほど発行し、組合の方針なりその時々の出来事を組合員に配布し同じ目線で畠生産森林組合の活動が判るようにしている。

- ・毎年の総会の開催

県及び市の担当者を来賓に招いて開催。

- ・全組合員による保育作業の実施

苦情もあるが、全組合員が一堂に会し、作業をする、弁当を食べる、話をして交流するということに意義があるという理解者も多い。

- ・組合員有志による労務班の結成

結成当時の35名から23名に減少している。今後組合員の家族の後継者となる者を含めてこれの拡大を検討している。

- ・視察研修旅行を毎年実施

組合員間の交流と融和を目的に毎年日帰りで実施している。今年の参加者は64～5名(72%)

③運営資金の確保

何をするにもお金がなければ出来ない。森林からの事業収入が見込めない現在、遊休地の有効利用による運営資金の確保に努める。

所有地の有効利用として採石場、宅地、利用のない池を埋め立てなどの有効利用により資金を確保して組合員への還元が出来るような検討を行う。

④その他

畠地区には色々な団体があり、それぞれに活動しているがそれでは成果が上がらない。

畠生産森林組合から働きかけて自治会、財産区、水利組合、神社などの団体を一堂に会した会議を持とうということで最近準備委員会が出来た。地区内の諸団体全体の中に畠生産森林組合も入つて活動の促進や援助を行い、畠生産森林組への理解を得て活性化に努めたい。

おわりに

私たち若い世代の理事は、他の生産森林組合のように閉鎖するとか解散するということがないように先輩たちから受け継いだ土地を次の世代にバトンタッチ出来るような方策を考えていくことが義務だと思う。今後ともそういうつもりで活動を続けていきたい。

質疑

(重石) 私たちの生産森林組合は山村型生産森林組合であるが、畠生産森林組合は都市型の生産森林組合といえる。発表の中にあったように森林組合法の勉強をしていただき基本的な考え方を一層練り上げ活路を見いだすよう頑張っていただきたい。

第4報告

協議会による生産森林組合活性化の取り組み

大分県日田市 高尾徳次

本日の報告は、当初堺会長から本研究会シンポジウムの報告課題と報告者を選定してほしいとの要請があり、堺会長、大分県西部振興局、日田市生産森林組合協議会と話し合い、生産森林組合協議会による活性化の取り組みについて協議会からの報告を予定していた。

しかし、報告をお願いした協議会の事務局長の日程の都合がつかなくなり、堺会長と相談の結果、私が報告を行うことになった。

私は、市内の1生産森林組合の組合員であるものの協議会にとって部外者です。

しかし、一昨年まで長崎県に在職し、長い間入会と生産森林組合の業務に携わってきたこともあり、生産森林組合活性化の役に立てればと思い、私の経験を交えながら報告したい。また本日は、協議会の前会長である重石氏も出席しており不備の点は補足していただきたい。

1 大分県の生産森林組合の設立状況

表一1は大分県の生産森林組合設立状況です。大分県では、ほぼ昭和55年代にはほぼ設立が終わり、それまでに120の生産森林組合が設立された。その後30年の間には新設組合19組合、解散組合41組合で現在の生産森林組合数は98となっている。特徴として解散する組合が急激に増えている。またこの傾向は今後とも続くのではないかと思う。

表一1 大分県の生産森林組合の現状(平成18年度)

年 度	55年 以前	56~ 58	59~ 61	62~ 2	3~5	6~8	9~ 11	12~ 14	15~ 17	18~ 19
新設組合数	-	8	4	3	1	1	0	1	1	0
解散組合数	-	2	2	3	1	2	4	11	10	6
設立組合数	120	126	128	128	128	127	123	113	104	98

2 大分県下の地域別生産森林組合数

表一2は大分県の地方機関別の生産森林組合数を表したものであるが、本日紹介する日田生産森林組合協議会は西部振興局に属し、この管内には県下の生産森林組合の57%が存在する。

日田生産森林組合協議会は日田市内31組合で組織するが、この会の事務局長は玖珠町、九重町内の生産森林組合も指導を行っている。

表—2 大分県の地域別生産森林組合数

県振興局（主な管轄地域）	組合数
東部（別府市、国東市、杵築市、日出町）	4
中部（大分市臼杵市、津久見市、由布市）	8
南部（佐伯市）	15
豊肥（竹田市、豊後大野市）	8
西部（日田市、玖珠町、九重町）	56
北部（宇佐市、中津市、豊後高田市）	7
計	98

3 日田地区生産森林組合協議会の組織

- ・設立年月：昭和46年12月設立（当初は10組合で組織）
- ・設立の目的：生産森林組合間の連絡調整と組合の発展向上を図ると共に日田林業の振興発展と地域経済の向上に尽くす。
- ・協議会の組織：会長、副会長2名、監事2名いずれも各生産森林組合長が当たる。
事務局長は県の嘱託職員を任命
- ・議会の運営経費：年間事業費435,000円程度
- ・会費収入：各生産森林組合から均等割、面積割として徴収
(均等割5,000円、面積割りが2,000円から11,000円)
- ・市の助成：年間90,000円但し今年度まで
- ・流域林業活性化センターからの助成：30,000円
- ・県の助成：事務局の設置及び嘱託職員の配置
嘱託職員の給与負担
(他の地方機関は県職員が直接指導を行っているが、この地域の組合数は56組合と多く嘱託職員を配置して指導を行い、協議会活動はその一環という理由付け)

4 生産森林組合協議会の活動内容

表—3は協議会の年間スケジュールと業務の内容である。

- ・決算事務指導：決算時期に応じて会計処理、総会提出議案、総会資料、総会出席案内等の指導を行う。
- ・税務指導：決算時期に応じて法人税（全組合青色申告）、法人住民税（県・市）の申告指導を行う。
- ・事務指導：経営指導、定款変更及び必要事項の登記の指導を行う。
- ・協議会の業務：総会、役員会、先進地視察研修、市の補助事業のとりまとめを行う。
- ・諸報告のとりまとめ：各組合からの総会終了報告、定款変更認可申請、役員異動報告、登記完了報告等県に提出する書類の作成指導及びとりまとめを行う。

- ・その他：週1回は玖珠地区協議会に出向いて指導

表—3 活動の内容

月	決算事務指導	税務申告指導	事務指導	協議の業務
4	3月決算組合	3月決算組合	全組合	役員会
5			〃	総会・会費徴収
6	7月決算組合		〃	
7	7月決算組合		〃	各種事業説明会開催
8	7月決算組合	7月決算組合	〃	
9		7月決算組合	〃	役員会
10			〃	先進地研修会開催
11	12月決算組合		〃	
12	12月決算組合		〃	市へ補助金交付申請
1	12月決算組合	12月決算組合	〃	市へ補助金請求
2	3月決算組合	12月決算組合	〃	
3	3月決算組合		〃	各組合へ補助金支出

5 協議会を通じた市からの助成

これについては生産森林組合運営の一番の問題である法人住民税の均等割対策とは言わぬが、これにほぼ見合う金額であり全組合が大きな恩恵を受けている。

事業名：「水郷日田豊かな森林づくり支援事業」

事業内容：造林補助対象とならない下枝払い、つるきり作業を実施することにより補助がされる。

事業費：1組合当たり事業量4ha、出役人数20人、事業費20万円の2分の1の10万円の補助が標準となっており、協議会が各組合の事業量を配分協議会名で市に補助申請を行い、補助金額は少ない組合で9万5千円程度、多い組合で24万円が交付されている。

6 日田地区の生産森林組合の経営状況

表—4は生産森林組合協議会の会員31生産森林組合の概要です。これだけで経営内容が判るわけではないが大まかに説明すると

- ・経営面積的には50ha未満が19組合、50haから100haが5組合、100ha以上が7組合と日田林業の中では一部を除き規模的には大きくはないが、古くから地域に密着した山だと言われている。

- ・経営内容から見ると整理番号1から5については、町村合併時に旧町村に残すため生産森林組合を設立したもので、古くから森林資源が充実していたこともあり経営内容は比較的安定している。

- ・損益的には当年度剰余金のあった組合が12組合、欠損を生じた組合が18組合である

が、当期末現在で剩余金を有する組合は19組合で欠損金を有する組合は12組合となつてゐる。この12組合の中でも欠損額が各種積立金を上回っている組合が6組合あるなど全般的に経営は苦しい。

しかし、このような苦しい中でも解散したい意向のある組合はないと聞いてゐる。

これは協議会による各種のきめ細かい指導・相談や各組合間の連携の効果が大きいのではないかと思われる。

組合名	設立年度	決算時期	組合員数	所有面積	出資総額	積立金	当 期 期		当 期 末	
							剩 余 金	欠 損 金	剩 余 金	欠 損 金
1	33	3	267	40	1,459	202		545	3,803	
2	33	12	76	104	1,520	2,400		578	19,686	
3	36	3	62	184	4,960	9,217	3,172		3,551	
4	36	3	662	566	26,480	183,820		5,090		3,210
5	37	3	176	29	35	75		103	4,333	
6	44	3	216	60	4,320	1,014		242	831	
7	44	3	45	9	585	0	44			758
8	45	3	68	32	931	1,863	486		7,919	
9	45	3	180	86	2,873	6,000	380			697
10	46	3	148	165	17,464	28,550	6,278		31,663	
11	46	3	26	29	572	0		146		977
12	47	3	48	32	2,472	33	944		944	
13	47	3	22	18	3,080	2,355		125	36	
14	48	3	60	46	7,620	2,627		98	53	
15	48	3	22	22	3,080	239		84		1,499
16	49	3	22	74	660	2,040		107	2,605	
17	49	3	28	104	3,430	3,277		329	676	
18	49	3	16	16	624	626	275		591	
19	50	3	57	90	9,120	1,959	7,588		7,588	
20	50	12	51	108	3,213	1,029	11			60
21	50	12	41	119	6,068	6,130	966		1,317	
22	50	3	17	11	2,788	150		68		102
23	50	3	32	34	3,264	776		70		11
24	50	3	18	33	2,097	100		26	552	
25	50	3	18	31	1,746	1,633	0		1,072	
26	51	12	102	31	408	32		67		1,741
27	52	12	72	24	576	72		98		4,699
28	52	3	31	44	2,635	2,080	15			879
29	54	3	46	140	8,372	11,054	4,737		6,360	
30	57	3	151	20	3,020	2,685		274	1,044	
31	57	3	81	54	3,888	469		293		834

7 解散森林組合の状況

当地域では平成19年度に3生産森林組合が解散しており、解散の事情について聞き取りをしたが各組合に共通することは

- ・毎年の収益がない

木材価格の低下により木材販売による収入が見込めない。特にスギ材については昨年から市場価格が木材生産経費以下となる事態も生じている。当研究会の壇会長も森林所有者、木材生産業者、木材市場、製材所等と協議の場を設け、各者が生き残る方策を模索しているが結論は出でていない。

- ・高齢化と後継者の不足による組合員の減少

組合設立後30年以上経過している組合が多い、人間も普通、25年から35年で世代交代する。設立当時はそれなりの意欲と効果があった人たちが世代交代の時期に来ており、若い組合員の意識変化がある。

- ・経費支出の負担

法人住民税均等割の負担（県・市民税）、脱退出資金の捻出、役員登記の経費が大きい。

このような理由で法人組織による組合運営は極めて難しく将来的展望も見いだせない。

また、この時期を逃せば自らの判断で対応出来ない事態となることが予想される。

しかし法人組織は解散したものの出資財算を共有名義としたため、早速名義人の死亡や転出に伴いその持ち分の相続登記や権利放棄による全員取得などによる複雑な権利関係が生じ、登記に要する手間と経費が大きくなっている。

解散するときにこのような事態は予想され、他の所有形態は考えなかったのかと聞いたところ、個人には分割しない。または経費的に出来ない。地縁団体も考えたが地区居住者全員に権利が発生するので組合員の了解が得られなかつたとのことである。

また、代表者名義にして規約で運営することも考えたが公証役場の人から登記名義は絶対ですよと言われたのでしなかつたとのこと。今後の解散に当たってはもう少し検討する必要があるのでないかと思われる。

8 終わりに

多くの組合では設立が昭和40年代後半から50年代前半であり、設立時には組合員もそれなりの意欲もあり所有権の確立や経営管理に十分な効果があった。

今、大半の組合は、設立後約30数年を経過し世代交代が進み、組合に対する意識が変わりつつあるが設立当初の意義を再確認する必要があるのではないかと思う。

組合が所有する森林は古くから住民が生活に密着して利用され、今は収入がなくても今後とも水や環境を守るために必要なものと多くの人が思っている。

いま生産森林組合の活動は停滞していると言われるが、森林というのはある程度の年数が経てば毎年手入れの必要がなくなり、5年や10年は何もしない時期があるのが普通か

も知れない。特に面積の少ない生産森林組合では毎年の林業活動の必要のない組合も多い。これが普通の企業と違うことは毎年の活動がなく収益もないのに対し経費支出は必要となる。特に多くの組合では毎年の法人住民税の均等割の支払いが問題となっているが、組合設立後に大幅な増税となったことと、この経費が税制上損金とならないこと、特にこれを借入金以外で調達した場合法人税、法人県民税、法人市民税が均等割とは別に課税され重税感が一層大きくなるとの意識が強いのではないかと思う。一方、生産森林組合に課税される税金で大きなウエートを占める固定資産税に関してはあまり問題としない傾向がある。これは税制上損金として認められ、組合員の方々も払うのは当然という意識が強くある。同じ税金でも意識に差があるのではないかと思う。

法人を維持するコストが高いといわれるが、解散して共有名義で相続登記をするコストを比較すれば大きな差はないのではないかと思う。具体的には当地域の場合 1 組合あたり組合員数は 70 数名で世代交代を 35 年ですれば年間 2 人が相続登記の必要となり、相続登記にそれなりの手間と経費が必要であり、法人を維持し組合員の名義を書き換えるだけの場合とコスト面ではあまり変わらないと思う。また役員登記をはじめ様々な登記が必要だが登録免許税が要る場合は少なく自分でやれば手間は掛かるが経費は要らない。

このような生産森林組合を維持するためには行政による生産森林組合の指導体制を強化する必要がある。昭和 54 年の森林組合法制定以前は県による常例検査業務が果たされて毎年検査とともに指導が行われ、職員としてもそれなり知識を必要とし、研修や勉強をする機会があったが、いまは多くの県では法律の改正、規則の改正、定款変更などの監督業務だけが行われるようになり組合経営に立ち入って指導できる技術者が少なくなっているのではないか。

生産森林組合としても組合運営に悩み相談することも多いかと思う。日田生産森林組合協議会活動のような指導体制の整備とこれに対応できる指導者の養成が必要だと思う。

質疑

(小森) 佐賀県武雄市から出席している。日田市の森林組合活性化のため取り組んで頑張っていることが伺えます。日田市から助成が 1 組合に 10 万円とのことだが積算の根拠は、また大分県全体もこのような助成がされているのか。私どもも協議会を作っているので今後とも参考にしたい。

(高尾) 1 組当たり平均が 10 万円で根拠は先に述べたとおり。また、助成の区域も日田市内のみで各組合長がまとまって市に要望して創設されたと聞いている。

全体質疑

(座長)

全体の質疑を行いたいが、時間の都合で特に発言したい方に限りたい。

(質問者) 大学の先生にお伺いしたい。私の地区では区有林というのがある。区有林は昔からの部落有林として誰々他何名と100戸の名義になっている。一方、私どもの生産森林組合は30何名の共有林であるが、区有林と土地を交換したが登記が出来なくて困っている。生産森林組合は組合長がおれば登記できるが、区有林は明治の時代の人の名義で誰か判らないような人が名義で出てくるため何十年も登記が出来ないでいる。名義を換えるための優遇策はないのか、また参考となるものはないかお尋ねしたい。

(江渕) どうしても登記しなければならない理由があるのか。

(質問者) 生産森林組合には昔交換したものと組合所有林があり、名義をきっちりさせたい。

(質問者) お伺いするところによると区有林というのは共有の性質を有する入会林と思われる、入会権は土地の所有権の影響を受けないので現実的な問題がなければそのままにしておいてもよいのではないかと考える。

村落環境研究会第6期第1回理事会議事録

- 1 日 時 2009年09月04日
- 2 場 所 山口市 湯田温泉・防長苑
- 3 出席者 理事：矢野達雄、江渕武彦、枚田邦宏、牧洋一郎、福村良一、岡本常雄 計6名
監事：高尾徳次、川原祥治
顧問：中尾英俊、松原功
- 4 議長選任 会則第7条③により会長が議長となるが、欠席のため互選により枚田理事が議長となる。
- 5 会議の成立 会則第7条③により成立
- 6 議 事

第1号議案 村落環境研究会第5期(2008年7月1日～2009年6月30日)
事業報告及び決算報告。
監事より監査報告の説明があった。討議の結果、これを異議無く承認した。
第2号議案 村落環境研究会第6期(2009年7月1日～2010年6月30日)
事業計画及び予算案。
第7回シンポジウムについては、開催場所を熊本県内とし、現地事務局を熊本県庁にお願いすることになった。
テーマ、報告者は後日決める。
旧西日本入会林野研究会からの寄付金の取扱について、議案書にて説明され、討議の結果、村落環境研究会の会計に寄付金として繰り入れることとした。
討議の結果、上のことも含めて異議無く了承された。
- 7 その他
堺理事長が、病気療養中のため、理事の互選によって、枚田理事を理事長代行とした。

村落環境研究会第6期第1回総会議事録

総会開会あいさつ

島根大学の江渕武彦です。私は、主として入会権に関する法律問題をこれまで勉強してきました。

本研究会シンポジウムは、今回で第6回を数えます。第1回から第4回の歩みについては会報第5号40ページに、堺会長のあいさつとして記載されています。第5回においては伊万里木材市場の木下さんから「生産森林組合と認可地縁団体」というタイトルで報告がされた。

この報告は、生産森林組合を解散し、地方自治法に規定がある地縁団体を設立して、その団体財産とする実態が報告されました。これらの旧入会地、あるいは現入会地においてすら、地縁団体について非常に強い興味が持たれている現状があります。

この問題は、かねてより、本研究会の前身である西日本入会林野研究会で既に取り上げられたところですが、本シンポジウムにおいて、改めてその法律問題を取り上げ、且つ若干の裁判事例について触れたいと思います。それを踏まえて生産森林組合の方々から、改めて組合経営の実態についてお話を伺い、その上で大いに議論を深めていきたい。

- | | |
|--------|--|
| 1 日 時 | 2009年9月4日（金） 13時15分～30分 |
| 2 場 所 | 山口市湯田温泉・防長苑 |
| 3 議長選出 | 枚田邦宏（鹿児島大学） |
| 4 議 事 | |
| 第1号議案 | 第5期（2008年7月1日～2009年6月30日）事業報告及び決算報告。
監事より監査報告があり、審議の結果全員一致で承認された。 |
| 第2号議案 | 第6期（2009年7月1日～2010年6月30日）事業計画及び予算案。
審議の結果全員一致で承認された。 |
| 5 その他 | 理事会の互選にて、枚田理事が理事長代行に就任したことを報告。 |

第5期 村落環境研究会収支決算書

(08年7月1日～09年6月30日まで)

(単位:円)

1) 収入の部	予算(A)	決算(B)	(A) - (B)	備考
前期繰越	55,548	55,548		
会費	106,000	107,000		会費46人×2000、賛助会費3×5000
その他		14		受取利息
収入合計	161,548	162,562	-1,014	
2) 支出の部	予算(A)	決算(B)	(A) - (B)	
シンポジウム経費	50,000	28,750		
機関誌印刷費	80,000	80,000		
会議費	0	0		
通信費	20,000	6,990		切手代、宅配料
事務用品費	0	0		
郵便振替手数料	3,000	3,240		
その他	1,000	315		
支出合計	154,000	119,295	34,705	
3) 次期繰越	予算(A)	決算(B)	(A) - (B)	
次期繰越	7,548	43,267	-35,719	

監査報告書

平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第5期事業年度の財務について、帳簿、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので、以下のとおり報告致します。

- 財務執行は証拠書類に照らして適正に行われており、収支計算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

平成21年8月12日

村落環境研究会 監事 川原 祥治 印
監事 高尾 徳次 印

第6期 村落環境研究会収支予算書(案)

(09年7月1日～10年6月30日まで)

(単位:円)

1) 収入の部	第5期決算(A)	第6期予算(B)	(A) - (B)	備考
前期繰越	55,548	43,267		
会費	107,000	90,000		会員40、賛助会員2
その他	14			
収入合計	162,562	133,267	29,295	
2) 支出の部				
シンポジウム経費	28,750	20,000		会場使用料等
機関誌印刷費	80,000	80,000		「村落と環境」5号印刷代
会議費	0	2,000		
通信費	6,990	5,000		
事務用品費	0	1,000		
郵便振替手数料	3,240	3,000		
その他	315			
支出合計	119,295	111,000	8,295	
3) 次期繰越				
次期繰越	43,267	22,267	21,000	

村落環境研究会会則

(名称)

第1条 本会は村落環境研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を福岡市中央区天神3丁目10番25号森連ビル506
(特定非営利活動法人 森林誌研究所 内)に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウムおよび見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能等に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

- 1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
- 2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。
その構成員は3名を限りに事業に参加することができる。賛助会員は議決権を有しない。

(役員)

- 第6条 1 本会に役員として理事10名以内、監事2名を置き、総会で選出する。
- 2 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。理事の互選により会長1名を選出する。
会長は事務局長を指名する。
 - 3 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。
事務局長は、会長を補佐し、会務を執行する。
 - 4 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
 - 5 本会に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。顧問は役員会に出席し、発言することができる。

(会議)

- 第7条 1 本会に総会、理事会および監事会を置く。
- 2 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画および予算決算並びに役員の選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。
 - 3 理事会は、会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。
 - 4 監事会については、別に監事会が定める。

(会計)

第8条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなう。年会費は理事会で決める。

付則

本規則は、平成21年4月1日より効力を生じる。

村落と環境 第6号 2010年7月発行
(会員配布)

編集発行 村落環境研究会
住 所 〒810-0001 福岡市中央区天神3-10-25
森連ビル506NPO 法人森林誌研究所内
電話／FAX 電話：092-738-9511 FAX：092-738-9411
Eメール info-npofori@utopia.ocn.ne.jp
年会費 一般会員 2,000円 賛助会員(団体・法人) 5,000円
印 刷 アイメディア株式会社
福岡市中央区港2-11-8 電話：092-721-0769
